横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則(平成29年規則第56号)新旧対照表

現行	改正案
○横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則	○横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則
平成29年7月14日	平成29年7月14日
規則第56号	規則第56号
(第1条から第9条省略)	(第1条から第9条省略)
(買取りを行う角地の要件及び後退用地等)	(買取りを行う角地の要件及び後退用地等)
第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれ	第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれ
にも該当するものであることとする。	にも該当するものであることとする。
(1) 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地(以下 <u>「敷地」</u> と	(1) 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地 <u>その他買取りの</u>
いう。)であって、第3条に規定する範囲ですみ切りを設けること	<u>対象として市長が認める土地</u> (以下 <u>「敷地等」</u> という。)であって、
で通行等の改善に寄与すると市長が認めるものであること。	第3条に規定する範囲ですみ切り <u>用地(隅角の内角の角度が120度以</u>
	<u>下のものに限る。)</u> を設けることで通行等の改善に寄与すると市長
	が認めるものであること。
(第2号省略)	(第2号省略)
(第11条から第13条省略)	(第11条から第13条省略)
(補助金の種類)	(補助金の種類)
第14条 条例第14条第1項に規定する規則で定める補助金の種類は、次	第14条 条例第14条第1項に規定する規則で定める補助金の種類は、次
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。
(1) 後退用地等の整備行為を行った場合の当該整備行為に要した費	(1) 後退用地等の整備行為を行った場合の当該整備行為 <mark>及び狭あい</mark>

用(条例第9条第4項の規定による協議に基づき整備行為を行った 場合における後退用地等の舗装に係る費用を除く。)に係る助成金

(2) 狭あい道路に設置された電柱(電柱を支持する支柱等がある場合は、これを含む。)を整備行為に伴い後退用地等を除く敷地に移設した場合の当該電柱の移設に係る奨励金

(補助金の額)

第15条 前条第1号の助成金の額は別表第1により算出した額の範囲内で整備行為に要した費用の額(後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造(以下「舗装等」という。)に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。)とし、同条第2号の奨励金の額は別表第2により算出した額とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(第2項省略)

(補助金の交付の申請等)

第16条 条例第14条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならな

道路に設置された電柱の移設に要した費用(条例第9条第4項の規定による協議に基づき整備行為を行った場合における後退用地等の舗装に係る費用を除く。)に係る助成金

(2) 狭あい道路<u>又は後退用地等</u>に設置された電柱(電柱を支持する支柱等がある場合は、これを含む。)を整備行為に伴い後退用地等を除く敷地等に移設した場合の当該電柱の移設に係る奨励金 (補助金の額)

- 第15条 条例第14条第1項に規定する規則で定める補助金の額は、次に 掲げるものとする。
 - (1) 前条第1号の助成金の額は、条例第5条第2項に規定する道路形態の整備(以下「道路状整備」という。)を行った場合は別表第1により、道路状整備以外の形態の整備を行った場合は別表第2により、それぞれ算出した額の範囲内で整備行為に要した費用の額(後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは移設又は擁壁の除去若しくは築造(以下「舗装等」という。)に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。)とする。これらの場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - (2) 前条第2号の奨励金の額は別表第3により算出した額とする。

(第2項省略)

(補助金の交付の申請等)

第16条 条例第14条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならな

V)

- (1) 申請をしようとする者の住所及び氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)
- (2) 申請をしようとする土地の所在及び地番
- (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請は、整備行為に係る協議が成立した日から起算して2年 を経過する日までの間に行うものとする。
- 3 <u>条例第14条第4項の規定による補助金の交付決定を受けた者</u>は、整備行為を完了したときは、速やかに、当該整備行為を完了した旨の申告書を市長に提出しなければならない。

(第4項から第5項省略)

- 6 条例第14条第4項の規定による補助金の交付決定の日から起算 して2年を経過する日までの間に整備行為が完了しない場合は、 当該交付決定を受けた者は、当該整備行為の進捗状況を市長に報 告しなければならない。
- 7 条例第14条第5項の規定による通知を受けた者は、補助金の請求書その他市長が必要と認める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(くい等の設置)

第17条 条例第14条第2項の規定により補助金の交付申請を行った者は、前条第3項の規定による申告書の提出を行うときまでに、後退線

V 10

- (1) 申請をしようとする者の住所及び氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)
- (2) 申請をしようとする土地の所在及び地番
- (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請は、整備行為に係る協議が成立した日から起算して2年 を経過する日までの間、<u>かつ、当該整備行為が完了した後</u>に行うもの とする。
- 3 <u>第1項の規定による申請をしようとする者</u>は、整備行為を完了したときは、速やかに、当該整備行為を完了した旨の申告書を市長に提出しなければならない。

(第4項から第5項省略)

(第6項削除)

6 条例第14条第5項の規定による通知を受けた者は、補助金の請求書その他市長が必要と認める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(くい等の設置)

第17条 条例第14条第2項の規定により補助金の交付申請を行った者は、前条第3項の規定による申告書の提出を行うときまでに、後退線

を示す位置に、くい、びょう又はこれらに代わるものを設置しなければならない。ただし、条例第16条第1項の規定により横浜市が舗装した場合又は第20条の道路状整備を当該者が行い、市長がこれを完了したと認めた場合であって、側溝、縁石等により後退線の位置が明らかなときは、この限りでない。

2 <u>条例第14条第5項の規定による通知を受けた者</u>は、整備行為を行った箇所に、横浜市が交付する整備行為が完了したことを示す表示板を設置しなければならない。

(横浜市以外の者が行う道路状整備)

第20条 条例第16条第3項の規定により横浜市による舗装を実施しない 旨の通知を受けた者が、当該通知に係る後退用地等について条例第5 条第2項に規定する道路形態の整備(以下「道路状整備」という。) に係る計画を定めた場合において、当該計画が横浜市による当該後退 用地等の管理に支障がないと市長が認めるときは、当該者は、道路状 整備に係る費用について条例第9条の規定による協議に基づき、条例 第14条第2項の規定による補助金の申請をすることができる。

(第21条から第22条省略)

(路線型整備を行う条件)

- 第23条 市長は、次のいずれにも該当する場合に限り、路線型整備を行 うものとする。
 - (1) 路線型整備を行う道路が次のいずれかに該当するものであるこ

を示す位置に、くい、びょう又はこれらに代わるものを設置しなければならない。ただし、条例第16条第1項の規定により横浜市が舗装した場合又は<u>第15条第1項第1号</u>の道路状整備を当該者が行い、市長がこれを完了したと認めた場合であって、側溝、縁石等により後退線の位置が明らかなときは、この限りでない。

2 条例第16条第3項の規定により横浜市による管理を実施する旨の通 知を受けた者は、整備行為を行った箇所に、横浜市が交付する整備行 為が完了したことを示す表示板を設置しなければならない。

(横浜市以外の者が行う道路状整備)

第20条 (削除)

(第21条から第22条省略)

(路線型整備を行う条件)

- 第23条 市長は、次のいずれにも該当する場合に限り、路線型整備を行うものとする。
 - (1) 路線型整備を行う道路が次のいずれにも該当するものであって

と。

- ア 交差点と交差点を結ぶ道路であること。
- イ 交差点からの長さがおおむね30メートル以上の道路であ<u>って、</u> <u>当該道路を一体的に整備することが適当であると市長が認めるも</u> のであること。
- (2) 路線型整備を行うことについて路線型整備協議が成立した建築 主等の全員(市長がやむを得ない事情があると認める場合にあって は、この限りでない。)の同意が得られていること。
- (3) 整備行為が容易に実施できること。

<u>当該道路を一体的に整備することが適当であると市長が認めるも</u>
<u>の。</u>

- ア 道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項の道路であること。
- <u>イ 交差点と交差点を結ぶ道路であること又は</u>交差点からの長さが おおむね30メートル以上の道路であること。
- (2) 路線型整備を行うことについて路線型整備協議が成立した建築 主等の全員(市長がやむを得ない事情があると認める場合にあって は、この限りでない。)の同意が得られていること。
- (3) 整備行為が容易に実施できること。

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則 別表(平成29年7月横浜市規則第56号) 新旧対照表

現行				改正案			
<u>1</u> 助成2		(道路状整備に係る舗装を除く。) 平方メートルにつき	12,000円	<u>1</u>	1 <u>道路状整備に要除)</u> 整備支障物件の除っ 支障物件の種類	じした費用に係る助成金 (第15条第1 法 助成金の額	1項)
<u>塀</u> 門柱		<u>見付面積1平方メートルにつき</u> <u>1本につき</u>	<u>3,000円</u> <u>8,000円</u>	塀 <u>、</u> 門扉	<u>門柱</u>	見付面積1平方メートルにつき 見付面積1平方メートルにつき	<u>4,000円</u> <u>4,000円</u>
	給排水管その他これに類するもの ガス管その他これ に類するもの	1組につき 除去(移設に伴う除去を除く。)に し、施工1件につき250,000円を限度		設備	給排水管その他これに類するもの ガス管その他これに類するもの 電柱その他これに 類するもの	除去(移設に伴う除去を除く。) んし、施工1件につき250,000円を限点 <u>除去(移設に伴う除去を除く。) んし、施工1件につき900,000円を限</u>	要とする。 こ要した額。ただ
	電柱その他これに 類するもの 生け垣を構成する もの及び低木以外 の樹木	1本につき	13,000円	樹木	生け垣を構成する もの及び低木以外 の樹木 生け垣	1本につき 1本につき	13,000円
	生け垣	1本につき	2,000円				

3 整備支障物件の移設

助成金の額	
見付面積1平方メートルにつき	14,000円
1本につき	146,000円
1組につき	123, 000円
移設に要 <mark>する</mark> 額。ただし、施工1件に 限度とする。	つき250,000円を
	助成金の額 見付面積1平方メートルにつき 1本につき 1組につき 移設に要する額。ただし、施工1件に

2 整備支障物件の移設

整備才	支障物件の種類	助成金の額	
塀、『	<u>月柱</u>	見付面積1平方メートルにつき	18,000円
門扉		1組につき	123,000円
設備		移設に要 <u>した</u> 額。ただし、施工1件に 限度とする。	つき250,000円を
	ガス管その他これ に類するもの		
	電柱その他これに 類するもの	移設に要した額。ただし、施工1件に 限度とする。	こつき900,000円を

4 擁壁の除去

擁壁	助成金の額	
擁壁(背面土を含む。)	見付面積1平方メートルにつき	11,000円

(備考) この表による助成金の額は、1,000,000円を限度とする。

<u>5</u> 擁壁の築造

擁壁	助成金の額	
擁壁	見付面積1平方メートルにつき	65,000円

(備考) この表による助成金の額は、3,000,000円を限度とする。

3 擁壁の除去

擁壁	助成金の額	
擁壁(<u>土圧を受ける部分</u> の高さが1mを超える部	見付面積1平方メートルにつき	21,000円
<u>分に限る。</u>)		

(備考) この表による助成金の額は、<u>500,000円</u>を限度とする。

4 擁壁の築造

擁壁	助成金の額	
擁壁 <u>(土圧を受ける部分</u> の高さが1mを超える部 分に限る。)	見付面積1平方メートルにつき	87, 000円

6 道路状整備

整備の種類	助成金の額	
側溝移設を伴う整備(舗 装を含む。)	整備間口の長さ1メートルにつき	55, 000円
道路内のますの移設	1件につき	<u>162,000円</u>

(新規)

(備考) この表による助成金の額は、3,500,000円を限度とする。

5 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
側溝移設を伴う整備(舗 装を含む。)	整備間口の長さ1メートルにつき	71,000円
側溝移設を伴わない整備	舗装面積1平方メートルにつき	13,000円
道路内のますの移設	1件につき	202,000円

別表第2 道路状整備でない整備に要した費用に係る助成金(第15条第1項)

1 整備支障物件の除去

整備ス	支障物件の種類	助成金の額	
電柱る	その他これに類する	除去(移設に伴う除去を除く。)に	
€ <i>0</i>		し、施工1件につき900,000円を限度	<u> きとする。</u>
樹木	生け垣を構成する もの及び低木以外 の樹木	1本につき	13,000円
	<u>生け垣</u>	1本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類	助成金の額
	移設に要した額。ただし、施工1件につき900,000円を 限度とする。

3 擁壁の除去

<u>擁壁</u>	<u>助成金の額</u>	
<u>擁壁(道路保護のため築</u> 造、管理されている下法 擁壁(土圧を受ける部分	見付面積1平方メートルにつき	21,000円

の高さが 1 mを超える部分に限る。)

(備考) この表による助成金の額は、500,000円を限度とする。

4 擁壁の築造

<u>擁壁</u>	助成金の額	
<u>擁壁(道路保護のため築</u> 造、管理されている下法 <u>擁壁(土圧を受ける部分</u> の高さが1mを超える部 分に限る。)に限る。)	見付面積1平方メートルにつき	87,000円

(備考) この表による助成金の額は、3,500,000円を限度とする。

5 後退用地等の整備

<u>整備の種類</u>	<u>助成金の額</u>	
舗装	舗装面積1平方メートルにつき	13,000円

別表第3 電柱の移設に係る奨励金 (第15条第1項)

奨励金の額	移設した電柱1本につき	100,000円

別表第2 (第15条第1項)

NIX III A A HE	76=0 1	00 000 H
奨励金の額	移設した電柱1本につき	20,000円